

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定申請手続きについて

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行できる事業者として水道法に基づき水道事業者が指定した事業者です。

川崎市の給水区域において給水装置工事を施行する場合は、川崎市の指定給水装置工事事業者として指定を受ける必要があります。

指定給水装置工事事業者の各種申請手続きはオンラインで申請することも可能です。
以下の説明は紙による申請についての説明です。

オンライン申請はこちら



1 新規指定申請

新規で給水装置工事事業者の指定を受ける場合は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 提出書類

- ア 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）
- イ 機械器具調書
- ウ 誓約書
- エ 【法人の場合】定款の写し
- オ 【個人の場合】住民票の写し（自治体が発行した原本で証明日が3か月以内のもの）
- カ 主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し
- キ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

★法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書の原本の郵送は、令和5年5月29日から不要になりました。

※ア～ウの様式は、以下からダウンロードしてください。

上下水道局ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/800>）

「事業者の方へ」 → 「給水装置関連」 → 「各種申請（オンライン申請はこちらへ）」
→ 「4 指定給水装置工事事業者申請に係わる申請（※）」

(2) 指定手数料

10,000円（非課税）

納付書を郵送又は窓口配布します。

(3) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第2庁舎1階

川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

(4) 指定通知書の交付

申請書類の内容審査ののち、(2)の郵便に同封する案内にしたがって新規指定時講習をオンラインで受講してもらいます。受講済の確認と指定手数料の入金の確認ができた翌月末頃までに指定通知書を郵送で交付します。

(5) 指定の有効期間

5年間

2 指定更新申請

指定給水装置工事事業者の指定の有効期間は5年間となるため、指定の更新をする場合は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 指定更新手続きの案内

有効期限前に当局から指定更新手続きの案内を郵送します。

指定更新手続きの案内に記載のとおり手続きを行ってください。

(2) 提出書類

ア 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）

イ 機械器具調書

ウ 誓約書

エ 【法人の場合】定款の写し

オ 【個人の場合】住民票の写し（自治体が発行した原本で証明日が3か月以内のもの）

カ 主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し

キ 指定更新時確認事項

★法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書の原本の郵送は、令和5年5月29日から不要になりました。

※ア～ウ、クの様式は、以下からダウンロードしてください。

上下水道局ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/800>)

「事業者の方へ」 → 「給水装置関連」 → 「各種申請（オンライン申請はこちらへ）」

→ 「4 指定給水装置工事事業者申請に係わる申請（※）」

(3) 指定更新手数料

10,000円（非課税）

納付書を郵送します。

(4) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第2庁舎1階

川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

(5) 指定更新通知書の交付

申請書類の内容審査ののち、(3)の郵便に同封する案内にしたがって指定更新時講習をオンラインで受講してもらいます。受講済みと指定更新手数料の入金を確認しだい、指定更新通知書を郵送で交付します。

3 指定事項の変更

指定事項に変更があった場合、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 提出書類

ア 名称、住所、代表者の変更があった場合

(ア) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(イ) 誓約書

(ウ) 【法人の場合】定款の写し

(エ) 【個人の場合】住民票の写し（自治体が発行した原本で証明日が3か月以内のもの）

イ 役員の変更があった場合

(ア) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(イ) 誓約書（ただし、解任のみの場合は必要ありません）

★法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書の原本の郵送は、令和5年5月29日から不要になりました。

※(ア)、(イ)の様式は、以下からダウンロードしてください。

上下水道局ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/800>)

「事業者の方へ」 → 「給水装置関連」 → 「各種申請（オンライン申請はこちらへ）」

→ 「4 指定給水装置工事事業者申請に係わる申請（※）」

(2) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第2庁舎1階
川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

(3) 指定事項変更通知書の郵送

「(1) 提出書類」を提出した日の翌月末頃までに指定事項変更通知書を郵送します。

4 事業の廃止・休止・再開

事業の廃止・休止・再開をした場合は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 提出書類

ア 指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書

※様式は、以下からダウンロードしてください。

上下水道局ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/800>)

「事業者の方へ」 → 「給水装置関連」 → 「各種申請（オンライン申請はこちらへ）」
→ 「4 指定給水装置工事事業者申請に係わる申請（※）」

(2) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第2庁舎1階
川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

5 給水装置工事主任技術者の選任・解任

給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 提出書類

ア 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
イ 主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し
(選任する給水装置工事主任技術者のみ)

※アの様式は、以下からダウンロードしてください。

上下水道局ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/800>)

「事業者の方へ」 → 「給水装置関連」 → 「各種申請（オンライン申請はこちらへ）」
→ 「4 指定給水装置工事事業者申請に係わる申請（※）」

(2) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第2庁舎1階

川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

6 問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第2庁舎1階

川崎市上下水道局 給水装置課 業務係

電話 044-200-3132

FAX 044-200-3997